

標題

マーシャル諸島籍船の塗料庫及び可燃性液体収納庫の消火設備について

ClassNK

テクニカル インフォメーション

No. TEC-0506
発行日 2003年3月10日

各位

今般、マーシャル諸島政府から塗料庫及び可燃性液体収納庫の消火設備についての通知がありましたので、以下の通りお知らせ致します。

当該区画の床面積に応じ、塗料庫及び可燃性液体収納庫に次の消火設備を設ける。

1. 現存船(1992年2月1日より前に起工した船)
 - (1) 床面積が10m²以下の場合、次のいずれかの持ち運び式消火器1個を入口の外部に備えること。
 - (i) 少なくとも6.8kgのCO₂ガス消火器(充填時の重量は23kg以下であること)
 - (ii) 少なくとも4.5kgの粉末消火器(充填時の重量は23kg以下であること)
 - (2) 床面積が10m²を超え20m²以下の場合、1.(1)のいずれかの持ち運び式消火器2個を入口の外部に備えること。
 - (3) 床面積が20m²を超える場合、次のいずれかの固定式消火装置を設けること。
 - (i) 少なくとも当該区画の40%に相当する量のCO₂ガスを供給できるCO₂ガス消火装置
 - (ii) 少なくとも当該区画の総容量(m³)×0.5kgの容量を有するドライケミカル消火装置
 - (iii) 少なくとも当該区画の床面積1m²当たり毎分5literの給水能力を有する水噴霧装置
2. 現存船(1992年2月1日以降1998年2月1日より前に起工した船)
 - (1) 床面積が10m²以下の場合、1.(1)のいずれかの持ち運び式消火器1個を入口の外部に備えること。
 - (2) 床面積が10m²を超える場合、1.(3)のいずれかの固定式消火設備を設けること。
3. 現存船(1998年2月1日以降2002年7月1日より前に起工した船)
 - (1) 床面積が4m²以下の場合、1.(1)のいずれかの持ち運び式消火器1個を入口の外部に備えること。
 - (2) 床面積が4m²を超える場合、1.(3)のいずれかの固定式消火設備を設けること。

なお、本件に関してご不明な点は、以下の部署にお問い合わせください。

財団法人 日本海事協会 (ClassNK)
本部 管理センター 材料艀装部
住所: 東京都千代田区紀尾井町 4-7(郵便番号 102-8567)
Tel.: 03-5226-2020
Fax: 03-5226-2057
E-mail: eqd@classnk.or.jp

NOTES:

- ClassNK テクニカル・インフォメーションは、あくまで最新情報の提供のみを目的として発行しています。
- ClassNK 及びその役員、職員、代理もしくは委託事業者のいずれも、掲載情報の正確性及びその情報の利用あるいは依存により発生する、いかなる損失及び費用についても責任は負いかねます。
- バックナンバーは ClassNK インターネット・ホームページ(URL: www.classnk.or.jp)においてご覧いただけます。